

東京都地方独立行政法人評価委員会
令和6年度第6回公立大学分科会（書面開催） 議事概要

1 開催形式

書面開催

2 開催期間

令和6年12月11日（水曜日）から令和6年12月18日（水曜日）まで

3 出席者

大野分科会長、梶間委員、小島委員、杉谷委員、十河委員、最上委員、山口委員
（50音順）

4 議事概要

審議事項：東京都公立大学法人役員報酬基準の変更について
委員全員から、審議内容に異議が無い旨、連絡があった。

5 意見・質問について

別紙のとおり、委員からの意見及び質問並びに事務局からの回答があった。

別紙 分科会委員からの意見及び質問並びに事務局からの回答

<意見>

今回の変更は適正な内容ですが、非常勤役員の報酬には将来の課題があると感じます。

非常勤役員も、日常的に2大学1高専のことを考えていると思われるので、低額でも固定部分の月額報酬があっても良いのではないのでしょうか。

現在は、役員が名誉職から実務的な貢献が求められる時代に移行しています。非常勤役員に求められるものが変わってきている以上、報酬体系もそれに応じて見直す必要があると感じます。（梶間委員）

[意見への回答]

いただいたご意見について、将来の課題として大学法人与共有します。

<質問>

今回は、民間企業の賃上げの動きを踏まえて、都職員の給与が改定されていることで、役員報酬基準変更について審議されていると理解しています。

民間企業の賃上げの対象は従業員であり、役員報酬は株主総会等で決めることもあるため、役員までは対象になっていないかと思えます。

都職員の給与が改定された場合は、それに準じて公立大学法人の役員の給与も改定するというのは、これまでも同様に行われてきたのでしょうか。民間企業の賃上げとは対応が異なるのではないかと思います。お考えをお聞かせください。（小島委員）

[質問への回答]

地方独立行政法人法では、公立大学法人の役員報酬の基準は、地方公務員の給与や民間企業の役員の報酬など社会一般の情勢を考慮して定めることとされています。

東京都の職員の給与については、東京都人事委員会が、給与水準を社会一般の情勢に適合させ、公民較差を解消するため、勧告を行っており、これを踏まえて、東京都職員の給与に関する条例が定められています。

このため、東京都公立大学法人では、東京都の局長級の給料表である指定職給料表を参考に役員報酬基準を設定しており、指定職給料表が改定された場合は、それに準じて基準を改定しています。